

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(令和4年 1月 5日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 令和4年1月5日(水) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	中 村 榮 憲	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	原 武 学	出	石動	元 石 久 隆	出
2	江 口 啓 子	出	三津	城 尾 良 信	出
3	中 村 佐 代 子	出	大曲	福 島 啓 洋	出
5	城 島 訓 浩	出	吉田	北 島 知 典	出
6	荒 木 清 隆	出	田手	森 勝 浩	出
7	森 田 利 光	出	豆田	原 隆 司	出
8	小 林 宏	出	箱川	江 頭 秀 臣	出
9	大 坪 敏 博	出			
10	木 下 大 学	出			
11	内 川 正 良	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 多良 和孝	副課長 長野 充貴 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 5番 城島 訓浩 委員 6番 荒木 清隆 委員

6. 議 事

第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	6件
第2号報告	2a未満農業用施設の届出について	1件
第1号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度 第10号農用地利用集積計画(案)の決定案件	12件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より令和 4 年 1 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。本日もみなさんよろしくお願いします。

(会長 あいさつ)

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 6 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は中村会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

5 番 城島 訓浩 委員 6 番 荒木 清隆 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3 番の議事に入ります。

第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	6 件
第 2 号報告	2a 未満農業用施設の届出について	1 件
第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和 3 年度 第 10 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	12 件

以上を議題と致します。それでは早速、議案に入ります。第 1 号報告について説明をお願いします。

○ **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について説明します。第 1~6 号報告朗読。説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第 2 号報告 2a 未満農業用施設届出について整理番号届出-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 7 ページをごらんください。第 2 号報告 2a 未満農業用施設届出について説明します。届出-1 朗読。説明は以上です。

○ **議長** 続きまして、第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 4-1 について説明を求めます。

○ **事務局長** 13 ページをごらんください。第 1 議案 農地法第 4 条の規定に基づく

許可申請案件 整理番号 4-1 について説明します。

整理番号 4-1 を朗読。申請地は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。転用目的の駐車場は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、14 ページに位置図、15 ページに字図の写し、16 ページに土地利用計画図、17 ページに断面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ ○番（〇〇委員） 住宅の中にあるので別に問題ないと思います。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇推進委員 問題ないと思います。

○ 議長 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ 議長 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号 5-1 について説明を求めます。この案件は 1000 m²を超えていますので申請者の方が来られています。

○ 事務局長 18 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。申請地は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。転用目的の特定建築条件付売買予定地は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、19 ページに位置図、20 ページに字図の写し、21・22 ページに土地利用計画図、23 ページに断面図、24 ページに建物配置図、25 ページに建物平面図、26 ページに建物立面図を添付しております。

説明は以上です。

○ 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ ○番（〇〇委員） 周りは宅地化されており問題ないと思いますが、大雨時に下流

に水が溜まる問題で町の方にどうにかするように言っているんですけど話が進んでないみたい
ですので、再度お願いしたと思います。

○ **議長** 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ **〇〇推進委員** 問題ないと思いますけど、一つお尋ねしますが C の断面に排水溝が入っていない
が、事前の説明では入れると言われていたがどうなっているのか。

○ **申請人** 記載が抜けておりました。申し訳ございません。造成時には道側に排水溝が入ります。

○ **議長** 地元委員は問題ないと言うことですが、質疑のある方はお願い致します。

○ **〇番（〇〇委員）** 土の搬入計画はどうなっているのか。どの道から持ってくるのか。

○ **申請人** 譲渡人の土地が南側にあるのでそこから土は搬入します。東側の道路が渋滞しないよう
考えています。

○ **〇〇推進委員** 道路側溝の大きさが 240 となっておりますけど小さくないですか。北側のは 300 あり
ますよ。

○ **申請人** わかりました。300 に変更します。

○ **議長** ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件整理番号
5-2 について説明を求めます。

○ **事務局長** 27 ページをごらんください。第 2 議案 農地法第 5 条の規定に基づく
許可申請案件 整理番号 5-2 について説明します。

整理番号 5-2 を朗読。申請地は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住
宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接
する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断されます。
転用目的の貸駐車場は、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。申請地につきましては、28
ページに位置図、29 ページに字図の写し、30 ページに土地利用計画図、31 ページに確約書を添付して
おります。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員及び〇〇委員ご意見をお願

いします。

○ ○番(〇〇委員) 油の流失が一番心配なんですが、油を抜いて置かれるんですか。事故車とかを置かれるんですか。

○ 代理人 あなたも車乗られていますよね。油漏れますか。漏れないですよね。事故車は自分の土地に持っていきます。油層分離層が2つありますので。

○ ○番(〇〇委員) 現地確認したんですけど既に車置いてありますよね。あそこは違うんですか。

○ 代理人 あそこは僕の土地です。

○ ○番(〇〇委員) あそこで解体されるんですか。

○ 代理人 そうです。

○ ○番(〇〇委員) 団地にも近いんで火災等に気を付けて頂けたらと思います。

○ 代理人 わかりました。

○ 議長 続きまして、地元最適化推進委員、〇〇委員ご意見をお願いします。

○ 〇〇推進委員 元々荒れてた農地なので、転用自体は問題ないが油漏れが心配です。

○ 議長 地元委員は問題ないということですが、質疑のある方はお願い致します。

○ ○番(〇〇委員) 代理人の方も申請人と一緒に事業をするんですよね。そうであれば確約書に書いてもらうべきだと思うが。

○ 事務局 その件ですが、年末に地区の区長さんと代理人の方と協議を行い、代理人の方も一緒に事業をされるという事でしたので、確約書を書いてもらうこととなっております。原本がまだ届いていないため、今回は中身を審議していただき、確約書が届き次第皆さんにお知らせし、許可証を発行したいと思います。

○ 議長 私からも一つ。ここはあくまでも解体したものを置くということですね。ここでは絶対解体しないということですね。そこが一番私たちが懸念している部分です。ここでは絶対解体しないと約束してくれますか。

○ 代理人 わかりました。ここでは絶対解体しません。

○ ○番(〇〇委員) ここに置く車両は大型車両で運んでくると思うんですけど、申請地の前の道路。大型車が停止した時に、上の団地に行く車の往来には影響ないですか。

- 代理人 車両を土地に入れて、降ろすようにします。
- ○○推進委員 図面に調整池とありますが、深さはどれくらいですか。
- 代理人 1mちょっとあります。
- ○○推進委員 そこに子供たちが入ってくる可能性はないですかね。小さい子供とか。
- 代理人 そこは杭を打ってロープを張ろうと思っています。
- ○○推進委員 ロープ？フェンスじゃなくて？子供はわからんでしょ。図面上勾配ついてるんで水が溜まったりする可能性もある。
- 代理人 ここは元々空堀してあり、ここに集めて地下浸透させようと思っていますけど、委員さんが言われるように子供が入って溺れるほどの面積はありません。
- ○番（○○委員） 埋めるぎよかろうもん。水路もあるけん影響なかつちゃけん
- 議長 ほかにご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり許可したいと思います。

- 議長 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく令和3年度
第10号農用地利用集積計画（案）の決定案件について説明を求めます。
- 事務局長 32ページをごらんください。第3号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。田が25筆42,764㎡、畑が1筆987㎡、合計の43,751㎡となっております。
次に33ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,452,239.40㎡、今回解約面積28,186㎡、今回計画といたしまして33,808㎡、現在の合計4,457,861.40㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

閉会 午前10時00分